

第1 受任外（スポット対応）

1 法律相談料

（1）事務所相談 30分 5,500円

（2）出張相談 相談料 30分 5,500円

移動料 30分 2,750円

交通費（Yahoo! 路線図で検索したときに上位に検索される方法で算出した額）

2 書類作成（本人名）

通知書・連絡書 1通 11,000円 ただし、3枚以上は、1枚あたり5,500円増加

3 契約書 1通 33,000円 ただし、3枚以上は、1枚あたり5,500円増加

* 受任をせずに、弁護士名で書類を作成する業務はしていません。

第2 受任事件

- 1 一般民事事件（交通事故、労働事件、消費者事件など）
- 2 債権回収（売掛金・貸付金・滞納家賃・施設利用料など）
- 3 土地・建物明渡
- 4 離婚
- 5 遺産分割
- 6 債務整理（任意整理・破産・個人再生）
- 7 刑事事件・少年事件
- 8 特殊事件（行政事件・会社非訟事件）
- 9 タイムチャージ制

第3 着手金・報酬以外に交通費・手当（受任事件）を請求する場合

1 交通費 本庁以外。目安は、下記のとおりです。

栃木支部管内：1回 3,000円、足利支部管内：1回 5,000円

真岡支部管内：1回 3,000円、大田原支部管内：1回 5,000円

2 出張手当 1日 33,000円

第4 共通する事項

1 着手金、報酬金の計算方法

着手金の計算 経済的利益 × 着手金欄の%及び額

報酬金の計算 獲得した額（排除した額）× 報酬欄の%及び額

2 上訴の弁護士費用

着手金は第1審までのものです。上訴を依頼しない場合には、原審の判決に基づく報酬、上訴も依頼する場合には、第1審最終時の報酬はありませんが、新たに着手金が発生します。

3 法律顧問契約がある場合

着手金・報酬ともに、算出した金額から2割を減額します。

1 一般民事事件（交通事故，労働事件，消費者事件など）

民事事件の手続には，交渉，ADR（あっせん），調停，訴訟（第1審）等複数存在しますが，手続きごとに着手金や報酬は変更しません。

(1) 原告，申立人，債権者側（請求事件）

案件の内容	着手金	報酬	実費
300万円以下の場合	8.8%（最低着手金は11万円）	17.6%	印紙・予納郵券 印刷や用紙
300万円を超え 3000万円以下の場合	5.5%+99,000円	11%+198,000円	
3000万円を超え 3億円以下の場合	3.3%+759,000円	6.6%+1,518,000円	
3億円以上の場合	2.2%+4,059,000円	4.4%+8,118,000円	

* 事前提示額が既にある場合には，事前提示額を基準にして着手金・報酬を決定します。

消費者事件の消費者側，労働事件の労働者側の案件については，①経済的事情を勘案して，着手金を低額にして，回収した場合に報酬額で調整すること，②集団対応（概ね5人以上）の場合には着手金・報酬を低額にすることあります。労働事件の地位確認等の賃金請求事件は，バックペイ+年収1年分を目安に決定します。

(2) 被告，相手方，債務者側（被請求事件）

案件の内容	着手金	報酬	実費
300万円以下の場合	6.6%（最低着手金は11万円）	~300の範囲:10.56% 300~3000の範囲:6.6% 3000~30000の範囲: :3.96% 30000~の範囲:2.4%	印紙・予納郵券 印刷や用紙
300万円を超え 3000万円以下の場合	4.125%+74,250円		
3000万円を超え 3億円以下の場合	2.475%+569,250円		
3億円以上の場合	1.65%+3,044,250円		

* 被請求事件の着手金は請求事件の75%，報酬は請求事件の60%としています。

金銭請求への応訴だけでなく，被害者対応（会見や謝罪文の起案等）や，業務をすすめる上で配慮を必要とする場合には，請求事件と同額の費用とさせていただきます。

(3) 保全事件—原告，申立人，債権者側（請求事件）

案件の内容	着手金	報酬	実費
賃金仮払請求（労働）	55,000円	金銭解決：一般民事事件の被請求事件の基準に準じる 仮払認容：11%	印紙・予納郵券 印刷や用紙
不動産・債権仮差押	110,000円	110,000円	
（債務者が1人増えるごとに）	55,000円	55,000円	
証拠保全	110,000円	0円	

* 不動産・債権仮差押の場合には，供託金が必要となります。

2 債権回収（売掛金・貸付金・滞納家賃・施設利用料など）

(1) 原告，申立人，債権者側（請求事件）

① 裁判外交渉

案件の内容	着手金	報酬	実費
300万円以下の場合	110,000円	17.6%	1万円
300万円を超え 3000万円以下の場合		11%+198,000円	
3000万円を超え 3億円以下の場合		6.6%+1,518,000円	
3億円以上の場合		4.4%+8,118,000円	

② 支払督促・訴訟

案件の内容	着手金	報酬	実費
300万円以下の場合	8.8%（最低着手金は11万円）	17.6%	印紙・予納郵券 印刷や用紙
300万円を超え 3000万円以下の場合	5.5%+99,000円	11%+198,000円	
3000万円を超え 3億円以下の場合	3.3%+759,000円	6.6%+1,518,000円	
3億円以上の場合	2.2%+4,059,000円	4.4%+8,118,000円	

* ①→②に移行した場合は，②の着手金の算出にあたり，11万円を減額します。

③ 強制執行

案件の内容	着手金	報酬	実費
300万円以下の場合	強制執行から受任110,000円 訴訟から継続受任55,000円	17.6%	印紙・予納郵券 印刷や用紙 登録免許税
300万円を超え 3000万円以下の場合		11%+198,000円	
3000万円を超え 3億円以下の場合		6.6%+1,518,000円	
3億円以上の場合		4.4%+8,118,000円	

(2) 被告，相手方，債務者側（被請求事件）

案件の内容	着手金	報酬	実費
300万円以下の場合	6.6%（最低着手金は11万円）	~300の範囲:10.56% 300~3000の範囲:6.6% 3000~30000の範囲 :3.96% 30000~の範囲:2.4%	印紙・予納郵券 印刷や用紙
300万円を超え 3000万円以下の場合	4.125%+74,250円		
3000万円を超え 3億円以下の場合	2.475%+569,250円		
3億円以上の場合	1.65%+3,044,250円		

* 被請求事件の着手金は請求事件の75%，報酬は請求事件の60%としています。

3 土地・建物明渡

(1) 原告、申立人、債権者側（請求事件）

① 示談交渉

案件の内容	着手金	報酬	実費
建物明渡請求	220,000円	330,000円	1万円
土地明渡請求	220,000円	385,000円	1万円
(債務不履行がない場合)	+0円	+55,000円	0円
賃料請求	0円	11%	0円

* 賃借人に対する内容証明郵便での催告・解除のほか、連帯保証人に対する請求も行います。賃借人が任意に明け渡しに応じない場合には、訴訟手続に移行します。

共同住宅など1軒の建物の複数のお部屋に対する一度の立ち退き交渉につきましては、別途、安価に抑える報酬基準がありますので、ご相談ください。

② 訴訟

案件の内容	着手金	報酬	実費
建物明渡請求	330,000円	330,000円	印紙・予納郵券 印刷や用紙
土地明渡請求	330,000円	385,000円	
(債務不履行がない場合)	+0円	+110,000円	
賃料請求	0円	11%	
占有禁止の仮処分	110,000円	—	印紙・予納郵券

* ①→②に移行した場合は、②の着手金の算出にあたり、11万円を減額します。

訴訟提起の最中に占有者を変更して、強制執行を妨害するおそれがある場合には、占有禁止の仮処分を申立てます（供託金として不動産の価格の15%~30%または賃料相当額の2~3か月分程度が必要です。）。

賃借人が任意の明渡に応じない場合には、明渡請求訴訟を提起します。争いがない事案の場合、1~2回の期日で判決が出ます。

案件によっては、退去費用をご負担いただいで解決に向かう場合がありますが、ご負担いただいた場合でも、原則として明渡報酬の減額はありせん。

③ 強制執行

案件の内容	着手金	報酬	実費
明渡請求	55,000円	330,000円	印紙・予納郵券・予納金・執行補助者
賃料請求	0円	11%	

(2) 被告、相手方、債務者側（被請求事件）

案件の内容	着手金	報酬	実費
明渡請求	220,000円	220,000円	印刷や用紙
賃料の減額に対する報酬	0円	一般民事事件の被請求事件の基準に準じる	
立ち退き料に対する報酬	0円	一般民事事件の請求事件の基準に準じる	

* 明渡請求に対する報酬は、明渡に応じないことが認められた場合に発生します。

4 共有物分割

(1) 共有物の範囲か否か争いのない範囲

経済的利益の額	着手金	報酬	実費
300万円以下の場合	3.3%	4.4%	印紙・予納郵券 印刷や用紙
300万円を超え 3000万円以下の場合	2.2%+33,000円	3.3%+33,000円	
3000万円を超え 3億円以下の場合	1.21%+330,000円	1.65%+528,000円	

(2) 共有物の範囲か否か争いのある範囲

経済的利益の額	着手金	報酬	実費
300万円以下の場合	8.8% (最低着手金は11万円)	11%	印紙・予納郵券 印刷や用紙
300万円を超え 3000万円以下の場合	4.4%+132,000円	6.6%+132,000円	
3000万円を超え 3億円以下の場合	2.2%+792,000円	3.3%+1,122,000円	

5 離婚

(1) 原告, 申立人, 債権者側 (請求事件)

① 示談交渉

案件の内容	着手金	報酬	実費
離婚 (親権・養育費)	一律 220,000 円	220,000 円	1 万円
慰謝料		11%	
財産分与		11%	
婚姻費用		11%	
面会交流		0 円	

② 調停・審判

案件の内容	着手金	報酬	実費
離婚 (親権・養育費)	一律 330,000 円	220,000 円	印紙・予納郵券 印刷や用紙
慰謝料		11%	
財産分与		11%	
婚姻費用		11%	
面会交流		0 円	

* ①→②に移行した場合は, ②の着手金の算出にあたり, 11 万円を減額します。

③ 訴訟

案件の内容	着手金	報酬	実費
離婚 (親権・養育費)	一律 440,000 円	220,000 円	印紙・予納郵券 印刷や用紙
慰謝料		11%	
財産分与		11%	

* ②→③に移行した場合は, ③の着手金の算出にあたり, 22 万円を減額します。
報酬 220,000 円は離婚に至ったことの成果に対する報酬です。

(2) 被告, 相手方, 債務者側 (被請求事件)

案件の内容	着手金	報酬	実費	
離婚 (親権・養育費)	一律 220,000 円 (示談交渉)	220,000 円	1 万円	
慰謝料		10.56%		
財産分与		一律 330,000 円 (調停・審判)		0 円
婚姻費用		一律 440,000 円 (訴訟)		0 円
面会交流				0 円

* 示談交渉→調停・審判に移行した場合は, 着手金の算出にあたり, 11 万円を減額します。
調停→訴訟に移行した場合は, 着手金の算出にあたり, 22 万円を減額します。
報酬 220,000 円は終結したことに対する報酬です。

6 遺産分割

(1) 遺産の範囲が否か争いのない範囲

経済的利益の額	着手金	報酬	実費
300万円以下の場合	3.3%	4.4%	印紙・予納郵券 印刷や用紙
300万円を超え 3000万円以下の場合	2.2%+33,000円	3.3%+33,000円	
3000万円を超え 3億円以下の場合	1.21%+330,000円	1.65%+528,000円	

(2) 遺産の範囲が否か争いのある範囲

経済的利益の額	着手金	報酬	実費
300万円以下の場合	8.8% (最低着手金は11万円)	11%	印紙・予納郵券 印刷や用紙
300万円を超え 3000万円以下の場合	4.4%+132,000円	6.6%+132,000円	
3000万円を超え 3億円以下の場合	2.2%+792,000円	3.3%+1,122,000円	

(3) 遺留分減殺請求事件、特別縁故者による請求

① 原告、申立人側 (請求事件)

案件の内容	着手金	報酬	実費
300万円以下の場合	8.8% (最低着手金は11万円)	17.6%	印紙・予納郵券 印刷や用紙
300万円を超え 3000万円以下の場合	5.5%+99,000円	11%+198,000円	
3000万円を超え 3億円以下の場合	3.3%+759,000円	6.6%+1,518,000円	

② 被告、相手方側 (被請求事件)

案件の内容	着手金	報酬	実費
300万円以下の場合	6.6% (最低着手金は11万円)	~300の範囲: 10.56% 300~3000の範囲: 6.6% 3000~30000の範囲 : 3.96% 30000~の範囲: 2.4%	印刷や用紙
300万円を超え 3000万円以下の場合	4.125%+74,250円		
3000万円を超え 3億円以下の場合	2.475%+569,250円		

* 被請求事件の着手金は請求事件の75%、報酬は請求事件の60%としています。

(4) 相続放棄

案件の内容	着手金	報酬	実費
相続開始から3か月以内	55,000円	0円	印紙・予納郵券
(1人増えるごとに)	+22,000円	0円	
相続開始から3か月経過	77,000円	0円	
(1人増えるごとに)	+22,000円	0円	

7 債務整理

(1) 任意整理（1社あたりの額）

案件の内容	着手金	報酬	実費
残債務が残るケース	22,000円	22,000円	—
過払い金	—	22%	印紙・予納郵券
ヤミ金, ファクタリング	44,000円	22,000円	—

(2) 個人破産（個人事業者である場合も含む）

案件の内容	着手金	報酬	実費
債権者5社以下	176,000円	88,000円	3万円
同時廃止基準超え	+33,000円	+0円	+0万円
1社増えるごとに	+5,500円	+5,500円	+3,000円
ヤミ金, ファクタリング対応	+55,000円	+0円	+0円
自然人の債権者がいる場合	+55,000円	+0円	+0円
申立までに処理をすべき案件が存在する場合（1件ごとに）	他の案件の報酬基準に準じた費用		

* 破産管財費用として、別途20万円以上が必要となる場合がある。

(3) 会社破産

案件の内容	着手金	報酬	実費
債権者5社以下	550,000円	0万円	5万円
1社増えるごとに	+5,500円	+5,500円	+3,000円
ヤミ金, ファクタリング対応	+55,000円	+0円	+0円
自然人の債権者がいる場合	+55,000円	+0円	+0円
申立までに処理をすべき案件が存在する場合（1件ごとに）	他の案件の報酬基準に準じた費用		
債権者10社以上	770,000円	0万円	7万円
債権者20社以上（5社増えるごと）	+77,000円	+0円	+2万円
ヤミ金, ファクタリング対応も含む場合	+55,000円	+0円	+0円

* 破産管財費用として、別途20万円以上が必要となります。

事業継続中、従業員が現存する場合、業務が多い場合などには、着手金を増額することがあります。

(4) 個人再生

案件の内容	着手金	報酬	実費
債権者9社以下	220,000円	110,000円	5万円
債権者10社以上	+5,500円	+5,500円	+3,000円
ヤミ金, ファクタリング対応	+55,000円	+0円	+0円
自然人の債権者がいる場合	+55,000円	+0円	+0円
申立までに処理をすべき案件が存在する場合（1件ごとに）	+110,000円～	+0円	+1万円

8 刑事事件・少年事件

(1) 接見のみ

宇都宮市内 接見1回につき、33,000円とする。

栃木県内 接見1回につき、44,000円とする。

(2) 着手金

案件の内容		費用	実費
捜査	捜査段階	220,000円	-
	宇都宮市外の加算	+ 55,000円	
	再逮捕時の加算	165,000円	
公判 審判	通常裁判 / 自白	220,000円	謄写費用
	通常裁判 / 一部否認	330,000円	
	通常裁判 / 無罪主張	440,000円	
	裁判員裁判 / 自白	1,100,000円	
	裁判員裁判 / 否認	1,650,000円	
	宇都宮市外の加算	+ 55,000円	
	少年事件（家裁送致後）	220,000円	

* 捜査から公判に引き継いで、受任する場合には、公判の着手金から55,000円を減額します。

(3) 報酬

① 捜査段階の報酬

案件の内容	費用
勾留請求却下（勾留延長を含む）	275,000円
不起訴（逮捕された案件ごとにカウントする）	220,000円
略式起訴（罰金）	165,000円

② 公判段階の報酬

案件の内容	費用
保釈決定	110,000円
罰金・執行猶予	220,000円
実刑時の刑の減輕	求刑の8割超 110,000円 求刑の7割超～8割以下 165,000円 求刑の6割超～7割以下 220,000円 求刑の5割超～6割以下 275,000円 求刑の5割以下 330,000円
公判 / 無罪	770,000円
裁判員裁判 / 無罪	1,100,000円

9 行政事件・非訟事件・証拠保全

(1) 行政事件

案件の内容	着手金	報酬	実費
審査請求・再審査請求	220,000円	440,000円	1万円
審級に対する加算	+55,000円	+0円	1万円
行政訴訟	330,000円	440,000円	印紙・予納郵券 印刷や用紙

- * 算定不能により印紙代は13,000円になることが多いです。
行政訴訟の進級による加算は、上訴による弁護士費用と同じです。

(2) 非訟事件

案件の内容	着手金	報酬	実費
仮取締役選任・清算人選任 及び解任等	220,000円	220,000円	印紙・予納郵券 印刷や用紙

- * 裁判所の指示に基づき数十万円（仕事が多い場合には数百万円）の予納金が必要となります。

10 契約締結交渉

契約締結の対象物の価格（不動産であれば時価など）に、以下の計算式を当てはめて算出します。

案件の内容	着手金	報酬	実費
300万円以下の場合	2.2%（最低着手金は 11万円）	4.4%	印紙・予納郵券 印刷や用紙
300万円を超え 3000万円以下の場合	1.1%+33,000円	2.2%+66,000円	
3000万円以上の場合	0.55%+198,000円	1.1%+396,000円	

- * 対象物の価格が不明の場合は、「800万円」とさせていただきます。
交渉で成立せず、調停申立て、訴訟に移行する場合、交渉に要した時間次第で（標準的な業務をして3か月を経過した後に調停申立てをしたときは）、着手金の半額を加算させていただきます。

11 顧問契約（法人）

業務量 （目安）	月2時間	月3～4時間	月7時間
恒常的に想定される業務 （目安）	<ul style="list-style-type: none"> ・ メール、電話での相談 ・ 契約書の確認 ・ 簡易文書（連絡文）の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メール、電話での相談 ・ 契約書の確認、作成 ・ 報告書の確認、作成 ・ 簡易文書（連絡文）の確認、作成 ・ 就業規則等（法人内の規程）の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メール、電話での相談 ・ 契約書の確認、作成 ・ 報告書の確認、作成 ・ 簡易文書（連絡文）の確認、作成 ・ 就業規則等（法人内の規程）の確認、作成 ・ 法人内の会議への参加、説明（月1回）
想定している1か月あたりの案件数	月0～1件	月0～2件	月0～3件
訴訟、調停時の弁護士費用の減額（ただし、保険等により弁護士費用が支払われる場合を除く）	20%減額	20%減額	20%減額
顧問料	33,000円	55,000円	110,000円

12 タイムチャージ制

案件の内容	着手金・報酬	実費
—	22,000円/1時間	—

* 原則として、タイムチャージ制は用いない。ただし、案件により経済的利益を考慮すべきではないものについては、双方の合意の下に用いることがあります。